

田辺市創業及び事業規模拡大支援事業費補助金

～中心市街地域への出店を支援します!!～

田辺市の中心市街地域内で創業又は事業規模の拡大（既に事業を行っている事業者が新たな事業所を開設）する中小企業者に対して、創業又は新たな事業所の開設に必要な費用を補助します。

また、創業又は事業規模の拡大時に新規に従業員を雇用する中小企業者に奨励金を支給します。

※交付決定前に購入した機械装置等、着手した工事等は対象外

補助内容	創業又は新たな事業所開設
補助率	創業又は事業規模拡大（新たな事業所の開設）に必要な経費の1/2
補助上限額	50万円（千円未満切捨て）
補助対象経費	① 機械装置等費：製造機械等の購入及び設置 ② 店舗賃借料：賃貸店舗等の家賃（開業後の翌月から最大3ヶ月分） ③ 施設改修費：店舗等の施設改修費 ※事業規模拡大は、①機械装置等費、③施設改修費のみが対象
注意事項	補助金交付決定日以降に購入する機械装置や工事等が対象 汎用性が高く目的外使用できるもの（車両、家庭用電化製品、パソコン等）は補助対象外

補助内容	雇用奨励金
奨励金額	新規雇用者1名につき定額10万円
補助上限額	50万円（新規雇用者5名×10万円）
新規雇用者要件	①田辺市民であること。 ②期間の定めのない雇用契約であり社会保険に加入していること。 ③開業日から事業開始後3か月までに雇用していること。 ④創業又は事業規模拡大により開設した事業所内に就労していること。

補助要件

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外の営業であること。
- ②開業後1年以上継続して営業すること。
※開業後1年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。
- ③田辺商工会議所の経営指導を受けること。

【問い合わせ・申請先】

〒646-8545

和歌山県田辺市東山一丁目5-1

田辺市商工観光部商工振興課 TEL：0739-26-9970

田辺市 商工振興課

検索

